

ベトナム社会主義共和国

ベトナム国
円借款大型インフラ案件における
HIV/エイズ対策に係る
案件実施支援調査

最終報告書
(要約)

平成 24 年 1 月
(2012 年)

独立行政法人
国際協力機構 (JICA)

株式会社ジャパンソフトテックコンサルタンツ

東大

JR

12-009

ベトナム社会主義共和国

ベトナム国
円借款大型インフラ案件における
HIV/エイズ対策に係る
案件実施支援調査

最終報告書
(要約)

平成 24 年 1 月
(2012 年)

独立行政法人
国際協力機構 (JICA)

株式会社ジャパンソフトテックコンサルタンツ

東大
JR
12-009

目 次

目 次	i
略語一覧	ii
第 1 章 はじめに	1
1-1. 調査の概要	1
1-2. 調査団と調査スケジュール	1
1-3. 調査の方法	1
第 2 章 ベトナムにおける HIV/エイズ対策の状況全般	3
2-1. ベトナムにおける HIV/エイズの現状	3
2-2. ベトナムにおける HIV/エイズ対策に係る国家政策	4
2-3. ベトナムにおける政府・ドナー・NGO による HIV/エイズに対する取り組み	5
2-4. ベトナムにおける JICA による HIV/エイズに対する取り組み	6
第 3 章 円借款大型インフラ整備事業における HIV/エイズ/性感染症対策活動の実施支援及び実施状況のモニタリング	8
3-1. HIV/エイズ/性感染症対策活動の実施支援及び実施状況のモニタリングを行う円借款大型インフラ整備事業の概要	8
3-2. HIV/エイズ/性感染症対策活動の概要	8
第 4 章 円借款大型インフラ整備事業における HIV/エイズ/性感染症対策活動の課題及び提言	11
4-1. 円借款大型インフラ整備事業における HIV/エイズ/性感染症対策活動の課題	11
4-2. 実施中円借款大型インフラ整備事業における HIV/エイズ/性感染症対策活動への提言	12
第 5 章 標準パッケージ（案）の作成	17
5-1. 上位目標と目的	17
5-2. ターゲットグループ及び裨益者	17
5-3. 実施体制	18
5-4. 活動内容	20
5-5. モニタリング・評価体制及び報告体制	27
5-6. コストノームと概算費用の算出及びファイナンススキーム	28
第 6 章 ステークホルダーの HIV/エイズ/性感染症対策の重要性に関する理解促進	29
6-1. ワークショップの開催	29
6-2. ワークショップの目的	29
6-3. ワークショップの成果	29
6-4. ホーチミン市のステークホルダーとのディブリーフィング・ミーティング	29
参考文献一覧	30

略語一覧

ADB	Asian Development Bank	アジア開発銀行
AIDS	Acquired Immunodeficiency Syndrome	後天性免疫不全症候群（エイズ）
BCC	Behavior Change Communication	行動変容のためのコミュニケーション
CARE	Cooperative for Assistance and Relief Everywhere	ケア
CDECC	Center for Development of Community and Children	コミュニティ開発・幼児発達センター
DFID	Department for International Development	英国国際開発省
HIV	Human Immunodeficiency Virus	ヒト免疫不全ウイルス
IEC	Information, Education, and Communication	情報・教育・コミュニケーション
ILO	International Labor Organization	国際労働機関
IOM	International Organization for Migration	国際移住機関
JBIC	Japan Bank for International Cooperation	国際協力銀行
JICA	Japan International Cooperation Agency	国際協力機構
KAP	Knowledge, Attitudes and Practices	知識・態度（意識）・行動（実践）
KfW	Kreditanstalt für Wiederaufbau	ドイツ復興金融公庫
NAC	National AIDS Committee	国家エイズ委員会
NCADP	National Committee for AIDS, Drugs, and Prostitution Prevention and Control	国家エイズ・薬物・売春対策委員会
NGO	Non-Governmental Organization	非政府組織
PLHIV	People Living with or affected by HIV and AIDS	HIV 及びエイズとともに生きる人々
TRACOHE	Transport Center for Occupational Health and Environment	労働衛生環境交通センター
UNAIDS	Joint United Nations Joint Program on HIV/AIDS	国連合同エイズ計画
VAAC	Vietnam Administration of HIV/AIDS Control	ベトナムエイズコントロール管理局
VCT	Voluntary Counseling and Testing	自発的カウンセリングと検査
WHO	World Health Organization	世界保健機関

第1章 はじめに

1-1. 調査の概要

本調査は、ベトナムで実施される円借款大型インフラ整備事業における HIV/エイズ/性感染症対策に係る標準パッケージ（案）（以下、「標準パッケージ（案）」という）を作成することを目標として実施された。本調査の具体的な目的は以下のとおりである。

- (1) ベトナムにおける HIV/エイズ/性感染症対策の現状分析
- (2) 標準パッケージ（案）の作成
- (3) 円借款大型インフラ整備事業における HIV/エイズ/性感染症対策活動の実施支援及び実施状況のモニタリング
- (4) ベトナム国側関係機関及び円借款事業関係者の HIV/エイズ/性感染症対策の重要性に関する理解促進

1-2. 調査団と調査スケジュール

調査団は、カーン マハムドールザマン（総括/HIV エイズ対策）とダオ フィ ダップ（副総括/保健教育）の2名で構成された。調査は2011年7月から同年12月にかけて行われ、この間3回の現地調査が行われた。

1-3. 調査の方法

調査は、文献調査とステークホルダーへの聞き取りをもとに実施された。

文献調査

運輸セクターにおける HIV/エイズ/性感染症対策に係る様々な既存ツールを収集・分析し、標準パッケージ（案）を作成するための参考とした。

ステークホルダーへの聞き取り

標準パッケージ（案）を作成するにあたって聞き取りを行うために、ベトナム国側関係機関、円借款事業関係者、大衆組織、開発パートナー、国際 NGO、現地 NGO、ハノイとホーチミン市にある HIV 及びエイズとともに生きる人々（People living with HIV and AIDS : PLHIV）のグループといったステークホルダーを特定した。特定したステークホルダーとの個別インタビューで用いる質問票を作成し、現地調査開始前に予め送付した。

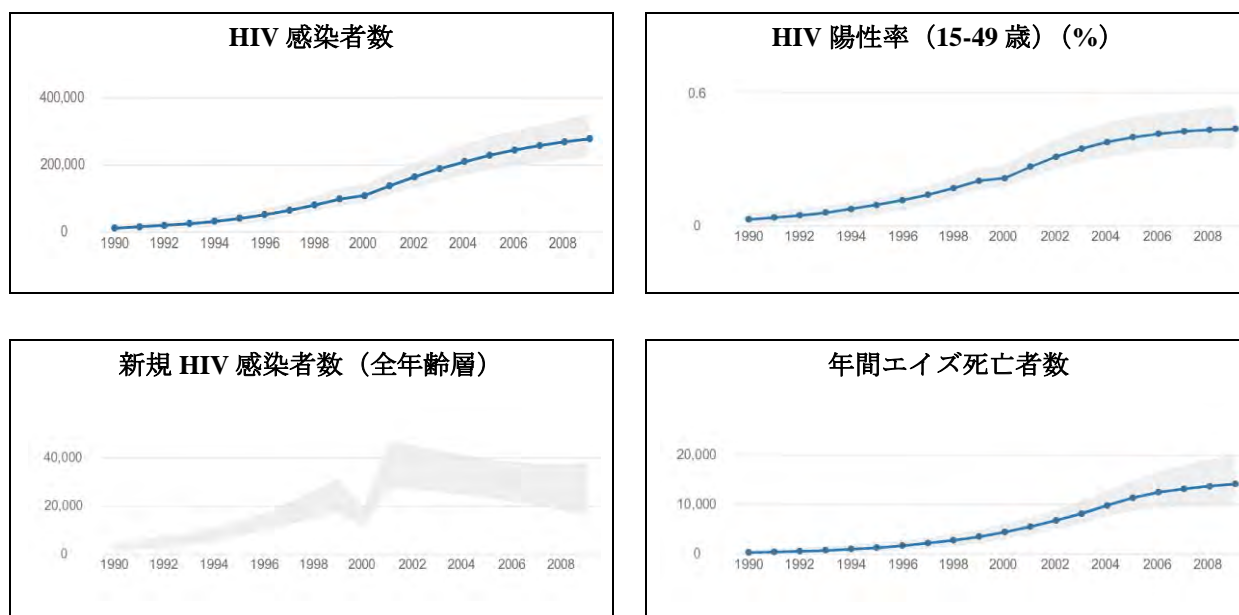
ステークホルダーへの聞き取りは、(1) 調査の上位目標と目的の説明、(2) ベトナムにおける HIV/エイズ/性感染症対策に係る国家政策・戦略・法規の入手、(3) ベトナムにおける HIV/エイズ/性感染症対策の実施済み・実施中・実施予定活動（特にインフラセクター）に関する協議、(4) インフラセクターにおける HIV/エイズ/性感染症対策活動の実施上の課題、問題点とその対処策に関する協議、(5) ベトナムで実施される円借款大型インフラ整備事業における HIV/エイズ/性感染症対策活動への参加の関心に関する協議、(6) ベトナムで実施される円借款大型インフラ整備事業における HIV/エイズ/性感染症対策活動で果たすべき役割・責任分担に関する協議、(7) ベトナム

ムで実施される円借款大型インフラ整備事業における HIV/エイズ/性感染症対策活動で用いられる情報・教育・コミュニケーション（Information, Education, and Communication : IEC）/行動変容のためのコミュニケーション（Behavior Change Communication : BCC）教材の提供の見込みに関する協議、(8) ワークショップへの参加とプレゼンテーション実施の可能性に関する協議、(9) 標準パッケージ（案）作成にあたっての意見・見解の入手等を目的に行われた。ステークホルダーのほとんどが調査に高い関心を示し、標準パッケージ（案）に対する意見・見解を述べた。また、多くのステークホルダーが IEC/BCC 教材を無料または印刷実費のみで提供することに同意し、また、11 月 25 日にハノイで開催されたワークショップにおいてプレゼンテーションを実施した。

第2章 ベトナムにおける HIV/エイズ対策の状況全般

2-1. ベトナムにおける HIV/エイズの現状

ベトナム政府が 1986 年に導入した「ドイモイ」政策は、国民の経済状況と健康水準を著しく向上させたが、1990 年 12 月にホーチミン市において初めて公式に HIV 感染者が報告されて以降 HIV 感染者数は増加している。HIV 感染は 2005 年までにベトナムの全省とほとんどの都市に広がり、全国の 93% の県と 50% のコミュニティでの HIV 陽性者が報告されている。中でも、カンター、ディエンビエン省、ハイフォン、ハノイ、ホーチミン市、クアンニン省、ソンラ省は、HIV/エイズの深刻な地域「ホットスポット」として挙げられている。ベトナムエイズコントロール管理局 (Vietnam Administration of HIV/AIDS Control : VAAC) の統計では、HIV 陽性者数は 2001 年の 16 万人 (人口比 0.3%) から、2007 年に 29 万人 (人口比 0.5%) に増加した。2009 年版ベトナム国連共同エイズ計画 (Joint United Nations Joint Program on HIV/AIDS : UNAIDS) /世界保健機関 (World Health Organization : WHO) 疫学的ファクト・シート (2009 UNAIDS/WHO Epidemiological Fact Sheet on HIV and AIDS for Vietnam) によると、1990 年から 2009 年までの HIV 感染者数、HIV 陽性率 (15-49 歳) (%)、新規 HIV 感染者数 (全年齢層)、年間エイズ死亡者数は以下の図のとおりである。



出典：2009 UNAIDS/WHO Epidemiological Fact Sheet on HIV and AIDS for Vietnam

ベトナム保健省によると、20-39 歳の男性が HIV 感染者の 85% を占めている。HIV 感染のハイリスクグループには、注射薬物使用者、セックスワーカー/娯楽施設の従事者及びその顧客、男性同性愛者、移動労働者、囚人等が含まれている。最大グループはセックスワーカーと注射薬物使用者であり、且つ、セックスワーカーの 60% が注射薬物使用者である。セックスワーカーの高い HIV 感染率の主な原因は (コンドームを使用しない) 危険な性交渉であり、注射薬物使用者の高い HIV 感染率の主な原因は (未消毒注射針の使い回しによる) 危険な方法での薬物注射である。

国家エイズ・薬物・売春対策委員会 (National Committee for AIDS, Drugs, and Prostitution Prevention

and Control : NCADP) が 2010 年 6 月に作成した HIV/エイズに関するコミットメント宣言の実施状況に係る第四次国別フォローアップ報告書(報告期間:2008 年 1 月-2009 年 12 月)は、ディエンビエン省やソンラ省が位置するベトナム北西部では HIV 感染率が上昇しているものの、その他多くの地点で注射薬物使用者とセックスワーカーの HIV 感染率が留まっていることから HIV の流行は安定しており、全センティネルグループの HIV 感染率も徐々に低下していると報告している。「ベトナムにおける HIV/エイズの推定と予測 2007-2012 年」によると、2009 年の成人 HIV 陽性率(15-49 歳)は 0.43%であったが、ベトナム保健省は、今後 HIV/エイズ対策の様々なプログラムを継続・拡大すれば、成人 HIV 陽性率(15-49 歳)は 2010 年に 0.44%、2012 年に 0.47%とわずかな上昇に抑えられると予測している。

更に、NCADP の報告書は、ベトナム政府の HIV/エイズ対策に関する大きな業績として以下を挙げている。

- (1) 強い政治的コミットメントとリーダーシップに基づく HIV/エイズ対策に対する前向きな対応
- (2) 様々な省庁間の連携強化及び多分野での取り組みを通じたサービス提供体制の改善の結果として HIV の予防、ケア、サポートサービス利用者が増加
- (3) 予防に焦点を当てたハーム・リダクション(危害の軽減)プログラム、特に、注射針・シリンジプログラム(Needle and Syringe Program : NSP)及び薬物使用者を対象とする国家メタドン維持療法(Methadone Maintenance Therapy : MMT)パイロットプログラムの拡大
- (4) 抗レトロウィルス療法(Antiretroviral Treatment : ART)プログラムの急速な拡大、
- (5) 市民社会の国家的 HIV/エイズ対策への積極的且つ有意義な参画

2-2. ベトナムにおける HIV/エイズ対策に係る国家政策

1990 年にホーチミン市において初めて公式に HIV 感染者が報告された後、ベトナム政府は HIV 感染をギャンブル、麻薬使用、売買春といった犯罪の一つと見なし、HIV 感染を抑制する名目で注射薬物使用者とセックスワーカーを収監していた。しかし、間もなくベトナム政府は HIV/エイズ対策への多分野における対応と社会動員の必要性を認識し、ベトナム保健省は 1988 年 8 月に初めて HIV/エイズ対策に係る「短期計画(1989-90 年)」及び「中期計画(1991-1993 年)」を策定した。更に HIV/エイズ対策を円滑且つ効果的に実施するために、1990 年に国家エイズ委員会(National AIDS Committee : NAC)が設立され、NAC は 1993 年 8 月に、「第二次中期計画(1994-2000 年)」及び「HIV/エイズ対策に係る国家戦略計画(1994-2000 年)」並びに「HIV/エイズ対策に係る作業指示書(2001-2005 年)」を策定した。

ベトナム政府は 2004 年 3 月に、「2010 年までの HIV/エイズ対策国家戦略及び 2020 年に向けた見通し(National Strategy on HIV/AIDS Prevention and Control in Vietnam till 2010 with a Vision to 2020)」を策定した。同戦略は、HIV/エイズ対策は多分野において、あらゆる政府省庁、マスメディア、政治指導者、社会政治組織、開発パートナーを巻き込んで実施すべきとの方針を掲げている。2006 年 6 月には「HIV/エイズ対策法(Law on HIV/AIDS Prevention and Control No. 64/2006/QH11)」が国会で承認され、注射薬物使用者に対するハーム・リダクション活動とセックスワーカーに対するコンドーム使用を促進している。HIV/エイズ対策法の実施細則及び指針に関する政令は、Decree No. 108/2007/ND-CP に基づき実施される。

2-3. ベトナムにおける政府・ドナー・NGOによる HIV/エイズに対する取り組み

(1) 政府による取り組み

国連は、HIV/エイズの問題は国境を越えたグローバルな課題の一つであり、いかなる政府も HIV/エイズ問題を自力では解決することができないと述べている。2000年に開催された国連ミレニアム・サミットにおいてミレニアム開発目標（Millennium Development Goals : MDGs）が掲げられ、この中でゴール6、ターゲット6.Aとして「HIV/エイズの蔓延を2015年までに食い止め、その後減少させる」が設定された。ベトナム政府はこのゴールを達成するために積極的に取り組んでおり、急速に拡大する HIV の流行を阻止するために、多国間及び二国間援助機関から国際・現地 NGO に至る幅広いパートナーを巻き込んだ多分野でのアプローチの必要性を認識している。

2004年4月25日に制定された「援助効果に関するパリ宣言」において、UNAIDSにより「三つの統一（Three Ones）」という援助協調のための枠組みが提唱された。「三つの統一」の原則は、以下の3要素について国として統一された枠組みが必要であるとしている。

- 全てのパートナーの活動を調整するための基盤として合意された HIV/エイズ対策の枠組み
- 広範な分野に権限が及ぶ全国的なエイズ対策調整機関
- 合意に基づく国レベルのモニタリング・評価体制

ベトナム政府は「三つの統一」の原則に従い、統一された HIV/エイズ対策の枠組みとして2004年3月に「2010年までの HIV/エイズ対策国家戦略及び2020年に向けた見通し」を策定し、全国的なエイズ対策調整機関として NCADP と同委員会の運営事務局（Secretariat）として2005年5月に VAAC を設立した。更に、国レベルのモニタリング・評価体制として2007年1月に「HIV対策に係る国家モニタリング・評価枠組み（National Monitoring and Evaluation Framework for HIV Prevention and Control Programs）」を整備した。

(2) ドナーと NGO による取り組み

ベトナムにおいて HIV の感染者が確認された当初から、多くのドナーが HIV/エイズ対策に取り組んでおり、ハイリスクグループを含む様々なターゲットグループを対象に数多くの HIV/エイズ/性感染症対策事業を実施している。

現在、ベトナムで HIV/エイズに関する活動を実施している主なドナーは以下のとおり。

アジア開発銀行（Asian Development Bank : ADB）、オーストラリア国際開発庁（Australian Agency for International Development : AusAID）、カナダ国際開発庁（Canadian International Development Agency : CIDA）、米国疾病予防管理センター（Center for Disease Control : CDC）、英国国際開発省（Department for International Development : DFID）、ドイツ国際協力公社（Deutsche Gesellschaft für Internationale Zusammenarbeit : GIZ）、欧州共同体（European Community : EC）、欧州連合（European Union : EU）、国際労働機関（International Labor Organization : ILO）、国際移住機関（International Organization for Migration : IOM）、国際協力機構（Japan International Cooperation Agency : JICA）、ドイツ復興金融公庫（Kreditanstalt für Wiederaufbau : KfW）、ノルウェー開発協力庁（Norwegian Agency for Development Cooperation : NORAD）、スウェーデン国際開発協力庁（Swedish International

Development Agency : SIDA)、国連開発計画 (United Nations Development Program : UNDP)、国連人口基金 (United Nations Fund for Population : UNFPA)、国際連合児童基金 (United Nations Children's Fund : UNICEF)、米国国際開発庁 (United States Agency for International Development : USAID) WHO、世界銀行等。

数多くの国際・現地 NGO も、HIV/エイズ/性感染症対策活動に積極的に取り組んでいる。国際 NGO には、ケア (Cooperative for Assistance and Relief Everywhere : CARE) インターナショナル、DKT インターナショナル、ファミリー・ヘルス・インターナショナル (Family Health International : FHI) 360、世界の医療団 (Medicine du Monde : MDM)、マリー・ストープス・インターナショナル (Marie Stopes International : MSI) 、保健分野における適性技術導入プログラム (Program for Appropriate Technology in Health : PATH) インターナショナル、プラン・インターナショナル、セーブ・ザ・チルドレン・ファンド (Save the Children Fund (SCF UK)、セーブ・ザ・チルドレン・ファンド (Save the Children Fund (SCF US))、ワールド・ビジョン (World Vision) が挙げられる。

2-4. ベトナムにおける JICA による HIV/エイズに対する取り組み

移動と移住が HIV の蔓延の要因であることはよく知られている。多くの移動労働者は職を求め従来の生活環境から離れて出稼ぎとなり、家族と離れて生活することから、HIV 感染リスクの高い行為に及ぶ傾向がある。多くの移動労働者が HIV のリスクに晒される要因は様々だが、一因として、移動労働者の多くは若壮年の男性であり、識字や教育水準が低く、定住者に比べて社会福祉政策が行き届きにくい立場にあり、新しい環境になじめずにいること等が挙げられる。彼らは安定した現金収入を得られることで、アルコールや薬物の購入のみならず、買春を行ったり、バー、カラオケバー、マッサージパーラー、ゲストハウス、ナイトクラブといった「娯楽施設」を訪れたり、HIV 感染リスクの高い行為に及ぶ機会が増加する。建設労働者は移動労働者のうちでも主要グループに位置づけられており、自らの HIV 感染リスク及び地域における HIV の流行拡大に大きく関与している。建設労働者、セックスワーカー/娯楽施設の従事者、周辺住民の中に HIV 陽性者が含まれる場合、この陽性者が交流する建設労働者、セックスワーカー/娯楽施設の従事者、周辺住民及び複数のセックスパートナーを介して HIV 感染が広まるリスクが高くなる。更に、建設労働者が建設期間中または期間終了後に自らの HIV 感染を知らずに故郷へ帰り、故郷で HIV 感染が広まるという危険性もある。このように建設労働者が建設現場の周辺住民と頻繁に接触することにより、周辺住民の HIV 感染リスクが高まる危険性がある。

このような背景から、運輸セクター (道路、トンネル、橋梁、高速道路、鉄道、港湾、空港等) のインフラ整備事業は、地元コミュニティ内だけではなく、他の地域や近隣諸国との人口移動を活発化させ、対象地域に経済的利益をもたらす一方で、負の社会的影響 (HIV/性感染症の流行の拡大、薬物使用、児童労働虐待、人身取引等) を生じさせる要因にもなり得ると言われている。

国際開発機関が大型インフラ整備事業において HIV/エイズ/性感染症対策活動を実施する際には、建設労働者のみならず、建設現場の周辺住民も対象としている。2006 年 8 月にトロントで開催された第 16 回国際エイズ会議において、国際協力銀行 (Japan Bank for International Cooperation : JBIC) は、ADB、アフリカ開発銀行 (African Development Bank)、DFID、KfW、世界銀行とともに、イ

ンフラ整備事業における HIV/エイズ対策に関する共同声明を発表した。共同声明文は、「世界的な HIV 及びエイズ問題に取り組むためにインフラセクターにおける対策の喫緊性を認識している」として、開発途上国におけるインフラ整備事業に附帯した HIV の蔓延を阻止するために、6 機関間の連携・協調の強化を通じて対策の規模・範囲・効果を拡大するとともに、具体的な取り組みを行う必要性が明記されている。

JBIC は 2001 年にカンボジア国シハヌークヴィル港緊急リハビリ事業において初めて HIV/エイズ/性感染症対策活動を実施した。2008 年に JBIC の海外経済協力業務と JICA が統合されて新 JICA が発足した後も、新 JICA は上述の 6 機関共同声明に基づき円借款大型インフラ整備事業（特に運輸、灌漑、水供給と衛生、電力セクター）の多くで HIV/エイズ/性感染症対策活動を実施している。JICA は以下の事業規模に該当する円借款大型インフラ整備事業において、優先的に HIV/エイズ/性感染症対策活動を行っている。

工事労働者数：	約 300 人以上
事業費：	約 50 億円以上
工事期間：	半年以上

出典：JICA. 円借款インフラ整備事業における HIV/エイズ対策実施の手引き（1st ドラフト）. 東京

JICA は、HIV 陽性率が 0.1%以上の国々での事業において積極的に HIV/エイズ対策を導入している。ベトナムの全国の HIV 陽性率は 0.53%であることから、JICA はベトナムにおける多くの円借款大型インフラ整備事業で HIV/エイズ/性感染症対策活動を実施している。

第3章 円借款大型インフラ整備事業における HIV/エイズ/性感染症対策活動の実施支援及び実施状況のモニタリング

3-1. HIV/エイズ/性感染症対策活動の実施支援及び実施状況のモニタリングを行う円借款大型インフラ整備事業の概要

本調査で HIV/エイズ/性感染症対策活動の実施支援及び実施状況のモニタリングを行った円借款大型インフラ整備事業の概要は、以下の表のとおりである。

事業名	実施機関	借款契約締結	概要
国道 3 号線道路ネットワーク整備事業	運輸省	2005 年 3 月	ハノイ市北部地域において、新国道 3 号線（及び周辺道路）を整備する。
ハノイ市環状 3 号線整備事業	運輸省	2008 年 3 月	ハノイ市環状道路 3 号線の南西側約 8.9 km の区間に、片側 2 車線の高規格道路を建設する。
ニャットン橋（日越友好橋）建設事業（II）	運輸省	2011 年 1 月	ハノイ市の環状 2 号線の一部として、同市を横断する紅河に架かる橋梁及びアプローチ道路等を建設する。
カイメップ・チーバイ国際港開発事業	運輸省	2005 年 3 月	バリア・ブンタオ省カイメップ・チーバイ地区においてコンテナ、一般貨物ターミナル及び関連施設を建設する。

3-2. HIV/エイズ/性感染症対策活動の概要

(1) 国道 3 号線道路ネットワーク整備事業

事業コンサルタントである日本工営株式会社は、ベトナム運輸省傘下の労働衛生環境交通センター（Transport Center for Occupational Health and Environment : TRACOHE）と HIV/エイズ/性感染症対策活動に関する委託契約を結び、TRACOHE は、ハノイ HIV/エイズ予防センター、中央皮膚科病院、中央交通病院とのパートナーシップの下、国道 3 号線道路ネットワーク整備事業における HIV/エイズ/性感染症対策活動を実施している。活動の概要は以下の表のとおりである。

実施期間	2011 年 8 月 - 2013 年 12 月（6 カ月/年）
ターゲットグループ	<ul style="list-style-type: none"> ● 建設労働者（1,256 人） ● コントラクター、サブコントラクター、事業コンサルタントの管理者 ● 建設現場の保健室と建設現場の周辺地域にある関連医療施設の医療従事者 ● 地方行政関係者 ● ハイリスクグループを含む建設現場の周辺住民
活動予算	2,959,763,000 ドン

HIV/エイズ/性感染症対策の主な活動内容は、(1) 建設現場の作業要員と建設現場の周辺住民への HIV/エイズ/性感染症対策に関する情報の提供・普及、(2) 建設現場の作業要員を対象とするエデ

エンタテインメント・イベント¹の開催、(3) 建設現場の作業要員を対象とするコンドームの配布と使用促進、(4) 建設現場の作業要員を対象とする HIV の VCT 及び性感染症のカウンセリング・検査・治療のためのレファラル体制作り、(5) 建設現場の保健室と建設現場の周辺地域にある関連医療施設の医療従事者の能力向上である。

(2) ニヤッタン橋（日越友好橋）建設事業（II）

事業コンサルタントである株式会社長大は TRACOHE と HIV/エイズ/性感染症対策活動に関する委託契約を結び、ニヤッタン橋（日越友好橋）建設事業（II）における HIV/エイズ/性感染症対策活動を実施している。活動の概要は以下の表のとおりである。

実施期間	2010年6月 - 2013年12月
ターゲットグループ	<ul style="list-style-type: none"> ● 建設労働者（1,510人） ● コントラクター、サブコントラクター、事業コンサルタントの管理者 ● 建設現場の保健室の医療従事者 ● ハイリスクグループを含む建設現場の周辺住民
活動予算	2,436,000,000 ドン

HIV/エイズ/性感染症対策の主な活動内容は、(1) 建設現場の作業要員と建設現場の周辺住民への HIV/エイズ/性感染症対策に関する情報の提供・普及、(2) 建設現場の作業要員と建設現場の周辺住民を対象とするコンドームの配布と使用促進、(3) 建設現場の作業要員を対象とする HIV の VCT 及び性感染症のカウンセリング・検査・治療のためのレファラル体制作り、(4) 建設現場の保健室の医療従事者の能力向上である。

(3) カイメップ・チーバイ国際港開発事業

コントラクターである東亜建設工業株式会社・東洋建設株式会社共同企業体は TRACOHE と HIV/エイズ/性感染症対策活動に関する委託契約を結び、カイメップ・チーバイ国際港開発事業における HIV/エイズ/性感染症対策活動を実施している。活動の概要は以下の表のとおりである。

実施期間	2009年7月 - 2012年10月
ターゲットグループ	<ul style="list-style-type: none"> ● 建設労働者（1,068人） ● コントラクター、サブコントラクター、事業コンサルタントの管理者 ● 建設現場の保健室の医療従事者 ● ハイリスクグループを含む建設現場の周辺住民
活動予算	2,406,098,182 ドン

HIV/エイズ/性感染症対策の主な活動内容は、(1) 建設現場の作業要員と建設現場の周辺住民への HIV/エイズ/性感染症対策に関する情報の提供・普及、(2) 建設現場の作業要員を対象とするエデ

¹ エデュテインメント (Edutainment) とは、エデュケーション (Education) とエンターテインメント (Entertainment) を組み合わせた造語であり、音楽、ドラマ、コメディ等を通じてターゲットグループに楽しみながら学んでもらう方法である。

ュテインメント・イベントの開催、(3) 建設現場の作業要員を対象とするコンドームの配布と使用促進、(4) 建設現場の作業要員を対象とする HIV の VCT 及び性感染症のカウンセリング・検査・治療のためのレファラル体制作りである。

(4) ハノイ市環状 3 号線整備事業

コントラクターである TLG・CIENCO 8・CIENCO 4 共同企業体は現地 NGO であるコミュニティ開発・幼児発達センター（Center for Development of Community and Children : CDECC）と HIV/エイズ/性感染症対策活動に関する委託契約を結び、ハノイ市環状 3 号線整備事業における HIV/エイズ/性感染症対策活動を実施している。活動の概要は以下の表のとおりである。

実施期間	2010 年 12 月 - 2012 年 11 月
ターゲットグループ	<ul style="list-style-type: none"> ● 建設労働者（263 人） ● コントラクター、サブコントラクター、事業コンサルタントの管理者 ● 建設現場の保健室の医療従事者 ● ハイリスクグループを含む建設現場の周辺住民
活動予算	1,519,293,000 ドン

HIV/エイズ/性感染症対策の主な活動内容は、(1) 建設現場の作業要員と建設現場の周辺住民への HIV/エイズ/性感染症対策に関する情報の提供・普及、(2) 建設現場の作業要員を対象とするピア・エデュケーション、(3) 建設現場の作業要員を対象とするエデュテインメント・イベントの開催、(4) 建設現場の作業要員と建設現場の周辺住民を対象とするコンドームの配布と使用促進、(5) 建設現場の作業要員を対象とする HIV の VCT 及び性感染症のカウンセリング・検査・治療のためのレファラル体制作りである。

第4章 円借款大型インフラ整備事業における HIV/エイズ/性感染症対策活動の課題及び提言

4-1. 円借款大型インフラ整備事業における HIV/エイズ/性感染症対策活動の課題

ベトナムで実施中の円借款大型インフラ整備事業における HIV/エイズ/性感染症対策活動に関し、本調査で確認された主な問題や課題は以下のとおりである。

サブコントラクターが HIV/エイズ/性感染症対策活動をあまり重視していない

円借款大型インフラ整備事業のコントラクターや事業コンサルタントは主に日本企業であり、実施機関との契約に沿って HIV/エイズ/性感染症対策活動を実施する義務を負う。しかし、コントラクターや事業コンサルタントは、HIV/エイズ/性感染症対策活動を行うために必要な知識及び HIV/エイズ/性感染症対策活動の実施経験に乏しいことから、対策活動の実施をサービスプロバイダー（NGO 等）に再委託している。サービスプロバイダーは、実質的な建設工事を行うサブコントラクター²と調整しながら対策活動にあたることになる。

本調査で聞き取りを行ったサービスプロバイダー（TRACOHE 及び CDECC）は、サブコントラクターが建設現場の作業要員に対する HIV/エイズ/性感染症対策活動をあまり重視していないと述べた。サブコントラクターは HIV/エイズ/性感染症対策活動を時間の無駄と考え、建設現場の作業要員が昼間に HIV/エイズ/性感染症対策活動に参加することを許可しないため、サービスプロバイダーは、HIV/エイズ/性感染症対策活動を仕事時間外や休日に行っている。

サブコントラクターが HIV/エイズ/性感染症対策活動を行うための適切な場所を提供していない

サービスプロバイダーが建設現場の作業要員に対して HIV/エイズ/性感染症対策活動を効率的且つ効果的に行うためには適切な場所³が必要である。しかし、サブコントラクターは対策への理解不足から、HIV/エイズ/性感染症対策活動（特に建設現場の作業要員を対象とする HIV/性感染症予防教育キャンペーン）を行うための適切な場所を提供していない。

サービスプロバイダーがターゲットグループを関与させていない

サービスプロバイダー（TRACOHE 及び CDECC）は、HIV/エイズ/性感染症対策活動の計画・実施・モニタリングに、ターゲットグループを関与させていない。

サービスプロバイダーは円借款大型インフラ整備事業地域の HIV/エイズアセスメントを行わなかった

HIV/エイズ/性感染症対策活動の計画を作成するうえで、円借款大型インフラ整備事業地域における HIV/エイズアセスメント⁴は不可欠である。しかし、サービスプロバイダー（TRACOHE 及び CDECC）は建設現場の作業要員と建設現場の周辺住民を対象とする知識・態度（意識）・行動（実

² サブコントラクターのほとんどは国有建設会社である。

³ 対策活動の実施には、全参加者が入ることができる十分なスペース、適切な座席配置、照明、視聴覚機材のための電源の確保、近接する飲料水設備や洗面所、避難経路の確保等が必要となる。

⁴ HIV/エイズ/性感染症の現状分析や関連サービスの提供状況等に関する調査・分析を指す。詳細は p.13 で後述。

践) (Knowledge, Attitudes and Practices : KAP) 調査を行っただけで、HIV/エイズアセスメントは実施されなかった。

サービスプロバイダーがピア・エデュケーションを実施していない

CDECC は建設労働者を対象にピア・エデュケーションを実施しているものの、建設現場の周辺地域のセックスワーカー/娯楽施設の従事者には実施していない。TRACOHE はターゲットグループに対するピア・エデュケーションを実施していない。

サービスプロバイダーが定期的なモニタリングと評価を行っていない

サービスプロバイダー (TRACOHE 及び CDECC) は HIV/エイズ/性感染症対策活動の定期的なモニタリングと評価を行っていない。

4.2. 実施中円借款大型インフラ整備事業における HIV/エイズ/性感染症対策活動への提言

(1) サービスプロバイダーへの提言

建設会社に HIV/エイズ/性感染症対策活動の重要性に関する理解促進を図る

サービスプロバイダーは、建設会社 (特にサブコントラクター) の管理者を対象とするアドボカシー活動の中で、建設現場の作業要員に対する HIV/エイズ/性感染症対策活動の重要性に関する理解促進を図るべきである。アドボカシー活動では、コントラクター・サブコントラクター・事業コンサルタントが労働安全衛生 (Occupational Health and Safety : OH&S) プログラムを実施している場合、同プログラムに HIV/エイズ/性感染症対策活動を組み込むことも働きかけることが望ましい。

建設会社と覚書を結ぶ

サービスプロバイダーは HIV/エイズ/性感染症対策活動を効率的且つ効果的に実施するために、各当事者 (コントラクター、サブコントラクター、事業コンサルタント、サービスプロバイダー) が果たすべき役割・責任分担を明記した覚書を、コントラクター、サブコントラクター、事業コンサルタントの管理職と結ぶ必要がある。コントラクターやサブコントラクターとの覚書には、コントラクターとサブコントラクターは建設現場の作業要員が昼間に HIV/エイズ/性感染症対策活動に参加することを認める、建設現場の作業要員に対する HIV/エイズ/性感染症対策活動を行うための適切な場所を提供する、サービスプロバイダーと相談の上建設現場の作業要員に対する HIV/エイズ/性感染症対策活動に (毎週または毎月) 決まった時間を割り当てるといった事柄を明記するべきである。

HIV/エイズ/性感染症対策活動にターゲットグループを関与させる

大型インフラ整備事業の各段階 (形成、実施、モニタリング・評価、完了後) に、ターゲットグループを関与させることで HIV/エイズ/性感染症対策活動の強化が図られるだけでなく、ターゲットグループの HIV/性感染症予防活動の実施に関するオーナーシップが醸成され、活動の実施が促進される。

そのため、サービスプロバイダーに対し、大型インフラ整備事業の各段階 (形成、実施、モニタ

リング・評価、完了後)に、ターゲットグループを関与させることを強く推奨する。併せて、PLHIV の HIV/エイズ/性感染症対策活動への積極的な参加も働きかけることが望ましい。自ら進んで HIV 陽性者であることを公表し、HIV/エイズ/性感染症対策活動に参加する PLHIV を見つけ出すことは容易ではなく、HIV/エイズ/性感染症対策活動への PLHIV の参加を得るためには労力を要する可能性がある。しかしながら、ベトナムの主要都市のほとんどの PLHIV グループが存在することから、サービスプロバイダーは円借款大型インフラ整備事業地域にある PLHIV グループに連絡を取り、積極的な参加を呼び掛けるべきである。

円借款大型インフラ整備事業地域の HIV/エイズアセスメントを行う

サービスプロバイダーは、HIV/エイズ/性感染症対策活動を効果的に行うために、円借款大型インフラ整備事業地域において HIV/エイズアセスメントを実施し、以下の情報の収集・検討を行うべきである。

- (1) 対象地域における HIV/エイズ/性感染症の現状分析 (HIV/エイズ/性感染症の流行状況、主な感染経路、政策環境等)
- (2) NGO を含む HIV/エイズ/性感染症対策を行っている機関・団体、HIV/エイズ/性感染症の公的・民間カウンセリング・検査・治療施設、公的・民間医療施設等に関する情報の入手
- (3) 対象地域が抱える事情に関する検証 (例:「なぜ」「どこで」「いつ」「どのように」「どのグループの間で」 HIV/性感染症感染リスクの高い行為が行われているか (または行われる可能性があるか) 等)
- (4) 対象地域にある NGO を含む HIV/エイズ/性感染症対策を行っている機関・団体、HIV/エイズ/性感染症のカウンセリング・検査・治療施設、公的・民間医療施設等との関係構築の見込みに関する検討
- (5) 対象地域における HIV/エイズ/性感染症問題の解決に向けた適切な活動の検討

そのため、サービスプロバイダーに対し、対象地域における HIV/エイズ/性感染症問題の解決に向けた適切な活動の計画に必要な HIV/エイズアセスメントを行うことを強く推奨する。

建設現場の作業要員と周辺地域のセックスワーカー/娯楽施設の従事者を対象とするピア・エデュケーションを実施する

ピア・エデュケーションとは、職業、世代、教育水準、社会経済状況、文化的背景等が共通するグループの中から何名かをピア・エデュケーターとして育成し、ピア・エデュケーターが仲間と共感・共有しながらともに学び考える教育方法である。ピア・エデュケーションは、ピア・エデュケーターと仲間との間の社会文化的相違を無くすことでメッセージを受け入れやすくし、行動変容を促すことを目指す。建設現場の作業要員と周辺地域のセックスワーカー/娯楽施設の従事者に働きかける際にも、ターゲットグループ別に作成された高品質な IEC/BCC 教材を用いるピア・エデュケーションは有効な手段である。

サービスプロバイダーに対し、建設現場の作業要員と周辺地域のセックスワーカー/娯楽施設の従事者を対象とするピア・エデュケーションの実施を強く推奨する。建設現場の周辺地域の注射薬物使用者を対象とするピア・エデュケーションの実施が理想的だが、その実施は非常に困難であ

る。ピア・エデュケーションを実施する際、ピア・エデュケーターと仲間のメンバー数の割合が重要であり、1名のピア・エデュケーターに対し20名のメンバーが妥当であると言われている。しかし、ピア・エデュケーターの離職や育成課程でのドロップ・アウトを見越して、予定よりも多くのピア・エデュケーターを確保するべきである。ピア・エデュケーターに妥当な金額のインセンティブを与えることは、ピア・エデュケーターを確保する最適な手段であることが報告されている。CARE ベトナムは、ベトナムにおけるクーロン（カントー）橋建設事業でのピア・エデュケーションに参加した各ピア・エデュケーターに、5万ドンのインセンティブを与えたと報告している。標準パッケージ（案）を作成するにあたって聞き取りを行ったステークホルダーの多くも、各ピア・エデュケーターに与える5万ドンのインセンティブは妥当であると述べた。

定期的なモニタリングと評価を行う「モニタリング・評価ステアリングコミッティ」を設置する
HIV/エイズ/性感染症対策活動の実施状況とインパクトを定期的に確認・評価するために、ステークホルダーからなる「モニタリング・評価ステアリングコミッティ」を設置する必要がある。実施機関の担当者が議長を務め、コントラクター・サブコントラクター・事業コンサルタント・サービスプロバイダーの担当で構成されるモニタリング・評価ステアリングコミッティを設置することを、サービスプロバイダーに対し強く推奨する。モニタリング・評価ステアリングコミッティは、活動スケジュールや実施状況の確認、実施上の課題や問題の解決、活動のモニタリングと評価を行うために、定期的に（四半期毎が望ましい）会合を開くべきである。

(2) 実施機関への提言

コントラクターに果たすべき契約上の義務を徹底させる

実施機関はコントラクターに、HIV/エイズ/性感染症対策活動で果たすべき契約上の義務を徹底させるべきである。また、対策活動を効率的且つ効果的に実施するために、各当事者（コントラクター、サブコントラクター、事業コンサルタント、サービスプロバイダー）が果たすべき役割・責任分担を明記した覚書を、コントラクター、サブコントラクター、事業コンサルタントとサービスプロバイダーとの間に結ばせることが望ましい。コントラクターやサブコントラクターとサービスプロバイダーとの間の覚書には、コントラクターとサブコントラクターは建設現場の作業要員が昼間に HIV/エイズ/性感染症対策活動に参加することを認める、建設現場の作業要員に対する HIV/エイズ/性感染症対策活動を行うための適切な場所を提供する、サービスプロバイダーと相談の上建設現場の作業要員に対する HIV/エイズ/性感染症対策活動に（毎週または毎月）決まった時間を割り当てるといった事柄を明記させるべきである。

サービスプロバイダーに果たすべき契約上の義務を徹底させる

実施機関はサービスプロバイダーに、HIV/エイズ/性感染症対策活動で果たすべき契約上の義務を徹底させるべきである。また、HIV/エイズ/性感染症対策活動の計画、実施、モニタリングと評価にターゲットグループの関与、（特に建設現場の周辺住民に対する）HIV/エイズ/性感染症対策活動の計画に必要な円借款大型インフラ整備事業地域の HIV/エイズアセスメントの実施、建設現場の作業要員と建設現場の周辺地域のセックスマーカー/娯楽施設の従事者を対象とするピア・エデュケーションの実施を働きかけることが望ましい。

サービスプロバイダーの財務管理をモニタリングする

本調査で円借款大型インフラ整備事業における HIV/エイズ/性感染症対策活動予算を確認した際、サービスプロバイダーが不要な経費を活動予算に計上していることが散見された。そのため、実施機関に対し、サービスプロバイダーの予算を詳細に確認するとともに、サービスプロバイダーの財務管理を定期的にモニタリングすることを強く推奨する。

(3) JICA への提言

コントラクター、サブコントラクター、サービスプロバイダーが果たすべき契約上の義務を再確認する

JICA は、実施機関がコントラクターに HIV/エイズ/性感染症対策活動で果たすべき契約上の義務を徹底させているか再確認することを推奨する。また、実施機関はコントラクターがサブコントラクターに対し、建設現場の作業要員が HIV/エイズ/性感染症対策活動に参加するために必要な権利・支援の提供に関してサービスプロバイダーとの契約を順守しているか再確認し、必要に応じ JICA に報告するべきである。加えて、JICA は、実施機関がサービスプロバイダーに HIV/エイズ/性感染症対策活動で果たすべき契約上の義務を徹底させているか再確認することが望ましい。

円借款大型インフラ整備事業における HIV/エイズ/性感染症対策活動について「中間レビュー」と「事後評価」を実施する

JICA は多くの開発事業において、以下を主な目的として中間レビューを実施している。

- (1) 事業の投入実績、活動実績、計画達成度等をレビューするとともに、事業の実施に影響を及ぼしている阻害要因を確認する。
- (2) 評価 5 項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）の観点から評価を行う。
- (3) 事業目標達成のための改善策等について提言する。

JICA に対し、円借款大型インフラ整備事業における HIV/エイズ/性感染症対策活動についても、その効果を確認・強化するために中間レビューを実施することを強く推奨する。

また、JICA は多くの開発事業で事後評価も実施していることから、円借款大型インフラ整備事業における HIV/エイズ/性感染症対策活動についても、その品質向上を目的とした事後評価を実施することを併せて推奨する。

現地 NGO と現地政府関連機関の能力向上を図る

一般的に、円借款大型インフラ整備事業における HIV/エイズ/性感染症対策活動では現地 NGO がサービスプロバイダーとして活動を実施する例が多い。ベトナムには、明確なビジョンと使命を掲げ、フルタイムスタッフを配置し、適切な組織・管理体制を構築している現地 NGO はまだ多くない。最近こうした NGO は徐々に増えてきているものの、HIV/エイズ/性感染症対策活動を実施している現地 NGO の能力はまだ低いのが現状である。そのため、JICA がベトナムにおいて HIV/エイズ/性感染症対策を行っている現地 NGO に対し、円借款大型インフラ整備事業だけではなく、国際・現地開発パートナーによる大型インフラ整備事業においても、HIV/エイズ/性感染症

対策活動を効率的且つ効果的に実施できるように、その能力向上を図ることを強く推奨する。

また、JICA に対し、HIV/エイズ/性感染症対策活動を効率的且つ効果的に実施するために、円借款大型インフラ整備事業地域に携わる現地政府関連機関の能力向上を図ることも強く推奨する。現地政府関連機関の能力向上により、現地政府関連機関の HIV/エイズ/性感染症対策活動の実施に関するオーナーシップが醸成されると見込まれる。

第5章 標準パッケージ（案）の作成

5-1. 上位目標と目的

標準パッケージ（案）の上位目標は、円借款大型インフラ整備事業に従事する建設現場の作業要員と建設現場の周辺住民の HIV/エイズ/性感染症対策の重要性に関する理解促進を図り、ターゲットグループが安全で HIV 感染リスクの低い性行為を行うことにより、もって HIV/性感染症感染を減少させることである。

標準パッケージ（案）の具体的な目的は以下のとおりである。

- ベトナム国側関係機関及び円借款事業関係者の HIV/エイズ/性感染症対策の重要性に関する理解促進と HIV/エイズ/性感染症対策活動の管理能力向上を図る。
- 円借款大型インフラ整備事業に従事する建設現場の作業要員と建設現場の周辺住民の HIV/性感染症のリスク・危険性・インパクトとその回避行動の重要性に関する理解促進を図る。
- 円借款大型インフラ整備事業に従事する建設現場の作業要員と建設現場の周辺住民の性交渉時のコンドーム使用の重要性に関する理解促進を図る。
- 円借款大型インフラ整備事業に従事する建設現場の作業要員と建設現場の周辺住民の性感染症の様々な症状に関する理解促進を図る。

5-2. ターゲットグループ及び裨益者

標準パッケージ（案）のターゲットグループは以下のとおりである。

- a. 熟練作業要員（コンサルタント、管理者、エンジニア、スーパーバイザー、現場監督、事務員等）
- b. 非熟練作業要員（建設労働者、建設現場の清掃員、警備員等）
- c. 運送作業要員（トラック運転手とその助手等）
- d. 宿舎作業員（料理人、清掃員、警備員等）
- e. 建設現場周辺のハイリスクグループ（セックスワーカー/娯楽施設の従事者及びその顧客、注射薬物使用者等）
- f. 建設現場の周辺住民

標準パッケージ（案）の裨益者は以下のとおりである。

- a. HIV/エイズ対策に携わるベトナム国側関係機関
- b. 円借款事業関係者（実施機関、プロジェクト・マネジメント・ユニット（Project Management Unit : PMU）、コントラクター、サブコントラクター、事業コンサルタント等）
- c. 現地 HIV/エイズ予防センター

- d. 現地エイズ委員会
- e. 地方行政機関
- f. 政治家を含む現地コミュニティリーダー
- g. 現地大衆組織（Women Union、Youth Union、Farmers Union 等）
- h. 現地 HIV/エイズ/性感染症対策サービスプロバイダー（NGO 等）
- i. 現地公的・民間ヘルスプロバイダーと薬局
- j. JICA 職員
- k. HIV/エイズ/性感染症対策コンサルタント

5-3. 実施体制

円借款大型インフラ整備事業の各段階における HIV/エイズ対策実施手順

円借款大型インフラ整備事業の各段階における HIV/エイズ対策実施に関する手順書を作成し、標準パッケージ（案）に記載した。

想定される実施体制

円借款大型インフラ整備事業の HIV/エイズ/性感染症対策活動の規模と範囲は、現地の HIV の流行状況や政策環境によって変わるため、対策活動の実施体制は、各事業独自のニーズに沿って決定する必要がある。標準パッケージ（案）の実施体制として想定される枠組みは以下のとおりであるが、各実施体制にはそれぞれ長所と短所があることから、本調査ではそれらについて具体的に検討を行った。

(1) コントラクターによる実施

コントラクターの契約書に HIV/エイズ対策関連条項を盛り込み、コントラクターが責任を持って、建設現場の作業要員とハイリスクグループ（セックスワーカー/娯楽施設の従事者及びその顧客、注射薬物使用者等）を含む建設現場の周辺住民に対する HIV/エイズ/性感染症対策活動を実施する。しかし、コントラクターは HIV/エイズ/性感染症対策活動を行うために必要な知識及び HIV/エイズ/性感染症対策活動の実施経験に乏しいことから、実際には対策活動の実施をサービスプロバイダー（NGO 等）に再委託している。一般的に、コントラクターがサービスプロバイダーの雇用と HIV/エイズ/性感染症対策活動のモニタリングについて全責任を負った場合、活動の質が低下してしまう懸念があるため、サービスプロバイダーの選定と契約はコントラクターが担うが、サービスプロバイダーによる HIV/エイズ/性感染症対策活動のモニタリングは事業コンサルタントが担うことが望ましい。

(2) 事業コンサルタントによる実施

事業コンサルタントの業務内容に HIV/エイズ/性感染症対策活動を盛り込み、事業コンサルタントが、建設現場の作業要員とハイリスクグループ（セックスワーカー/娯楽施設の従事者及びその顧客、注射薬物使用者等）を含む建設現場の周辺住民に対する HIV/エイズ/性感染症対策活動を実施する。しかし、事業コンサルタントもコントラクターと同様に、HIV/エイズ/性感染症対策活動を行うために必要な知識及び HIV/エイズ/性感染症対策活動の実施経験に乏しいことから、対

策活動の実施をサービスプロバイダーに再委託している。サービスプロバイダーの監督を通じ確実な実施を図るために、事業コンサルタントの業務内容に、HIV/エイズ/性感染症対策活動を明記することが重要である。

(3) 実施機関による実施

実施機関が建設現場の作業要員とハイリスクグループ（セックスワーカー/娯楽施設の従事者及びその顧客、注射薬物使用者等）を含む建設現場の周辺住民に対する HIV/エイズ/性感染症対策活動の実施経験を豊富に有する場合、この実施体制を採用することができる。しかし、実施機関が HIV/エイズ/性感染症対策活動を行うために必要な知識及び HIV/エイズ/性感染症対策活動の実施経験に乏しい場合、実施機関も HIV/エイズ/性感染症対策活動の実施をサービスプロバイダーに委託する可能性がある。なお、この実施体制を採用すると、実施機関の HIV/エイズ/性感染症対策活動の実施に関するオーナーシップが醸成され、対策活動の実施能力が向上するというメリットがある。実施機関の実施能力の向上は、円借款大型インフラ整備事業のみならず、他ドナーが実施する大型インフラ整備事業における HIV/エイズ/性感染症対策にも有益となる。

ステークホルダーの役割・責任分担

HIV/エイズ対策に携わるベトナム国側関係機関及び円借款事業関係者（実施機関、コントラクター/サブコントラクター、事業コンサルタント）が果たすべき具体的な役割・責任分担を整理し、標準パッケージ（案）に記載した。

実施枠組み

インパクト・アウトカム・アウトプットの達成度を測る指標、情報源/報告要領、外部条件とリスクを含む具体的な実施枠組みを作成し、標準パッケージ（案）に記載した。

サービスプロバイダーの選定クライテリア・選定方法・業務内容、雇用主とサービスプロバイダーとの間の契約書、及びサービスプロバイダーと建設会社との間の覚書

サービスプロバイダーの選定クライテリアと評価クライテリアのサンプル及び、サービスプロバイダーの様々な選定方法（ショートリスト方式、指名競争見積り、指名競争入札）の詳細、並びに、サービスプロバイダーの具体的な業務内容を作成した。また、雇用主とサービスプロバイダーとの間の契約書サンプルとして、JICA が公表している円借款事業のコンサルタント雇用に係る標準入札書類にある契約書サンプルを用いることを提案するとともに、サービスプロバイダーと建設会社との間の覚書サンプルを作成し、標準パッケージ（案）に記載した。

政府・ドナー・NGO との連携・協調

サービスプロバイダーは、ベトナムにおける HIV/エイズ対策に係る国家政策・戦略・法規を遵守しなければならない。そのため、サービスプロバイダーは、円借款大型インフラ整備事業における HIV/エイズ/性感染症対策活動を実施する上で、あらゆる活動がベトナムにおける HIV/エイズ対策に係る国家・地方・省レベルの政策・戦略・法規（特に「2010 年までの HIV/エイズ対策国

家戦略及び2020年に向けた見通し」及び「HIV/エイズ対策法」)に整合していることを確認するとともに、必要に応じてベトナム国側関係機関から指導を受けるためにベトナム国側関係機関との密接な関係を構築・維持する必要がある。

また、活動の重複を避け調和を図るためにドナーとの連携・協調が重要であり、サービスプロバイダーは主要開発パートナーとの密接な関係を構築・維持することが求められる。

更に、NGO(特に国際NGO)が円借款大型インフラ整備事業におけるHIV/エイズ/性感染症対策活動への実施協力に関心を示す可能性があることから、サービスプロバイダーは当該事業の対象地域で活動を行っているNGO(特に国際NGO)と協力の可能性及び協力方法に関する協議すべきである。

5-4. 活動内容

標準パッケージ(案)の活動内容は以下の基本原則をもとに作成された。

1. 妥当性：全ての活動がターゲットグループのニーズに合致するとともに、ベトナムにおけるHIV/エイズ対策に係る国家政策・戦略・法規と整合すること。
2. 効率性：全ての活動が費用対効果が高く、実践可能であること。
3. 有効性・インパクト：全ての活動が意図されたインパクト(建設現場の作業要員と建設現場の周辺住民のHIV/性感染症感染の減少、PLHIVとその家族及びハイリスクグループに対する偏見・差別の払拭、ベトナム国側関係機関及び円借款事業関係者のHIV/エイズ/性感染症対策の重要性に関する理解促進とHIV/エイズ/性感染症対策活動の管理能力向上等)を生み出すこと。
4. 倫理的健全性：全ての活動がターゲットグループに対し、敬意を払いつつ、個人情報の機密性を確保し、ジェンダーに配慮しながら、言語学的・文化的に適切であること。
5. 持続性・汎用性：全ての活動が直近のニーズに整合しており、外部資金の停止後も活動が継続でき、社会的・経済的環境の変化に随時対応できること。

標準パッケージ(案)の活動内容は、ベトナム政府、開発パートナー、インフラ整備事業におけるHIV/エイズ/性感染症対策活動を実施しているNGO等が有する豊富な経験から得た数々の基本原則をもとに、実施機関、コントラクター、サブコントラクター、事業コンサルタント、実施機関・コントラクター・事業コンサルタントから委託されたサービスプロバイダー(NGO等)が、円借款大型インフラ整備事業のターゲットグループのHIV/性感染症感染リスクを予防・軽減できるように作成された。標準パッケージ(案)の基本原則は以下のとおりである。

- 2004年4月25日に制定された「援助効果に関するパリ宣言」において、UNAIDSにより「三つの統一」という援助協調のための枠組みが提唱された。「三つの統一」の原則、すなわち、統一された(1) HIV/エイズ対策の枠組み、(2) 全国的なエイズ対策調整機関、及び、(3) 合意に基づく国レベルのモニタリング・評価体制をサポートする⁵。
- インフラセクターにおける HIV/エイズ対策に係る国家・地方・省レベルの政策・戦略・法規を考慮する。
- 「ILO 行動規範：HIV/エイズと働く世界 2001 年」の主要な原則に従う。
- IEC/BCC 活動において、薬物・児童労働虐待・人身取引の禁止と安全な移動に関するメッセージの発信を確保する。
- 建設現場の作業要員の雇用、差別からの擁護、健全な労働環境の権利を確保する。
- 職場やコミュニティにおける HIV/エイズにまつわる偏見や差別の低減を確保する。
- ジェンダーに配慮しながら、言語学的・文化的に適切な社会的包摂アプローチを促す。
- 社会的・文化的・技術的に適切な HIV/エイズ/性感染症対策活動を作成するに当たり、根拠に基づいたアプローチを用いる。
- 円借款大型インフラ整備事業の様々な段階（工事前・工事中・工事完了後）における能力向上活動を通じ、コミュニティ回復力を強化する。
- 円借款大型インフラ整備事業の各段階（形成、実施、モニタリング・評価、完了後）において、ターゲットグループを含むステークホルダーの関与を促す。

標準パッケージ（案）の基本活動は以下のとおりであり、文献調査、ステークホルダーへの聞き取り、国際的な、或いは現地のベスト・プラクティスから得た教訓を踏まえ作成された。しかしながら、各円借款大型インフラ整備事業の対象地域が抱える事情（対象地域の HIV の流行状況や政策環境）に則して、各活動の妥当性を測り、適切な活動を選択するものとする必要がある。

1. アドボカシーと能力向上
2. HIV/エイズ/性感染症コアサービス

⁵ ベトナム政府は「三つの統一」の原則に従い、HIV/エイズ対策の枠組みとして「2010年までのHIV/エイズ対策国家戦略及び2020年に向けた見通し」を、全国的なエイズ対策調整機関として「NCADP」及び同委員会の運営事務局として「VAAC」を、更に合意に基づく国レベルのモニタリング・評価体制として「HIV対策に係る国家モニタリング・評価枠組み」を整備しており、標準パッケージ（案）はこの枠組みに沿って作成されている。

- 2-1. 意識改革と行動変容
 - 2-1-1. HIV/性感染症予防教育キャンペーン
 - 2-1-2. ピア・エデュケーション
 - 2-1-3. エデュテインメント・イベント
- 2-2. コンドームの配布と使用促進
- 2-3. HIV の VCT 及び性感染症のカウンセリング・検査・治療

各活動の目的、ターゲットグループ、実施ガイドライン、サンプルツールは標準パッケージ（案）に記載されている。

標準パッケージ（案）の主な活動内容とそのアウトプット及びマイルストーン

標準パッケージ（案）の主な活動内容とそのアウトプット及びマイルストーンは以下の表のとおりである。

標準パッケージ（案）の主な活動内容とそのアウトプット及びマイルストーン

主な活動内容	マイルストーン
1. 円借款大型インフラ整備事業地域の HIV/エイズアセスメント	
アウトプット：HIV/エイズ/性感染症対策活動のニーズ・アプローチ・戦略が特定される。	
1-1. 建設会社の担当者、建設現場の周辺住民のリーダー、建設現場の周辺地域にある娯楽施設のオーナー、現地 HIV/エイズ/性感染症対策関連機関の担当者にインタビューを行い、インタビューレポートを作成する。	インタビューで用いる各種ツールが作成される。
	インタビューが行われる。
	インタビューレポートが作成される。
1-2. 建設労働者、建設現場の周辺地域のセクスマーカー/娯楽施設の従事者、建設現場の周辺地域の注射薬物使用者、建設現場の周辺住民を対象とするベースライン KAP 調査を行い、ベースライン KAP 調査レポートを作成する。	ベースライン KAP 調査で用いる各種ツールが作成される。
	ベースライン KAP 調査が行われる。
	ベースライン KAP 調査レポートが作成される。
1-3. 円借款大型インフラ整備事業地域の HIV/エイズアセスメントを行い、HIV/エイズアセスメントレポートを作成する。	HIV/エイズアセスメントで用いる各種ツールが作成される。
	HIV/エイズアセスメントが行われる。
	HIV/エイズアセスメントレポートが作成される。
1-4. ステークホルダーに円借款大型インフラ整備事業地域の HIV/エイズアセスメント結果についてフィードバックし、ステークホルダーとともにフィードバック・ミーティングのミニッツを作成する。	ステークホルダーに円借款大型インフラ整備事業地域の HIV/エイズアセスメント結果についてフィードバックされる。
	ステークホルダーとともにフィードバック・ミーティングのミニッツが作成される。
2. アドボカシーと能力向上	

主な活動内容	マイルストーン
アウトプット：ステークホルダーの HIV/エイズ/性感染症対策の重要性に関する理解促進と HIV/エイズ/性感染症対策活動の管理能力向上が図られる。	
2-1. ベトナム国側関係機関及び円借款事業関係者の HIV/エイズ/性感染症対策能力を測るためにヒアリングを行い、アセスメントレポートを作成する。	ヒアリングで用いる各種ツールが作成される。
	ヒアリングが行われる。
	アセスメントレポートが作成される。
2-2. ベトナム国側関係機関及び円借款事業関係者の HIV/エイズ/性感染症対策の重要性に関する理解促進と HIV/エイズ/性感染症対策活動の管理能力向上を図るために、キャパシティ・ビルディング・ワークショップ（イニシャルとリフレッシュ）を半年毎に開催し、キャパシティ・ビルディング・ワークショップ（イニシャルとリフレッシュ）のレポートを作成する。	キャパシティ・ビルディング・ワークショップ（イニシャルとリフレッシュ）の実実施計画が作成される。
	キャパシティ・ビルディング・ワークショップ（イニシャルとリフレッシュ）が開催される。
	キャパシティ・ビルディング・ワークショップ（イニシャルとリフレッシュ）のレポートが作成される。
2-3. ベトナム国側関係機関及び円借款事業関係者を招聘し、活動から得た教訓や提言に関する協議するとともに、HIV/エイズ/性感染症対策活動の向上を目的とする、プロジェクト中間ワークショップとプロジェクト完了ワークショップを開催し、プロジェクト中間ワークショップとプロジェクト完了ワークショップのレポートを作成する。	プロジェクト中間ワークショップとプロジェクト完了ワークショップの実実施計画が作成される。
	プロジェクト中間ワークショップとプロジェクト完了ワークショップが開催される。
	プロジェクト中間ワークショップとプロジェクト完了ワークショップのレポートが作成される。
3. HIV/性感染症予防教育キャンペーン	
アウトプット：対象グループの HIV/エイズ/性感染症対策の重要性に関する理解促進が図られる。	
3-1. 各ターゲットグループ（建設現場の作業要員、セックスワーカー/娯楽施設の従事者及びその顧客、注射薬物使用者、建設現場の周辺住民）に適した IEC 教材と BCC 手法を選択する。	適した IEC 教材と BCC 手法が選択される。
3-2. 選択した IEC 教材を印刷する。	選択した IEC 教材が印刷される。
3-3. HIV/性感染症予防教育を行う。	HIV/性感染症予防教育が行われる。
3-4. ジェンダーに配慮しながら、言語学的・文化的に適切な IEC/BCC 教材と高品質コンドームを無料で配布する。	IEC/BCC 教材と高品質コンドームが無料で配布される。
4. ピア・エデュケーション・トレーニング	
アウトプット：ピア・エデュケーターは HIV/エイズ/性感染症対策に係る豊富な知識と実践的なピア・エデュケーション・スキルを得る。	

主な活動内容	マイルストーン
4-1. 対象グループの中から男性・女性ピア・エデュケーターを選任する。	対象グループの中から男性・女性ピア・エデュケーターが選任される。
4-2. 選任したピア・エデュケーターに HIV/エイズ/性感染症対策に係る豊富な知識と実践的なピア・エデュケーション・スキルを提供するピア・エデュケーション・トレーニング（イニシャルとリフレッシュ）を半年毎に実施する。	選任したピア・エデュケーターにピア・エデュケーション・トレーニング（イニシャルとリフレッシュ）が実施される。
4-3. ピア・エデュケーターが自らの役割・責任を理解しているか測るために、ピア・エデュケーション・トレーニング修了評価を行う。	ピア・エデュケーション・トレーニング修了評価が行われる。
4-4. ピア・エデュケーターのやる気を保ち、スキルや知識を新たにし、IEC/BCC 教材と高品質コンドームを提供するとともに、活動状況をモニタリングするために、ピア・エデュケーターと定期的に（毎月が望ましい）ミーティングを行う。	ピア・エデュケーターと定期的にミーティングが行われる。
4-5. ピア・エデュケーターの活動実績を定期的に（毎月が望ましい）評価する。	ピア・エデュケーターの活動実績が定期的に（毎月が望ましい）評価される。
4-6. 新任ピア・エデュケーターにピア・エデュケーション・トレーニングを、現任ピア・エデュケーターにリフレッシュ・トレーニングを行う。	新任ピア・エデュケーターにピア・エデュケーション・トレーニングを、現任ピア・エデュケーターにリフレッシュ・トレーニングが行われる。
5. エデュテインメント・イベント	
アウトプット：対象グループの HIV/エイズ/性感染症対策の重要性に関する理解促進が図られる。	
5-1. 対象グループが容易にアクセスできるエデュテインメント・イベント会場を決定する。	エデュテインメント・イベント会場が決定される。
5-2. 音楽、ドラマ、人形劇、コメディといったエンターテインメントの形式でメッセージを発信する専門家組織を選定する。	専門家組織が選定される。
5-3. ベトナム（特に円借款大型インフラ整備事業地域）における HIV/エイズの状況に関する情報を提供する。	ベトナム（特に円借款大型インフラ整備事業地域）における HIV/エイズの状況に関する情報が提供される。
5-4. HIV/エイズ/性感染症の正確且つ具体的情報を提供する。	HIV/エイズ/性感染症の正確且つ具体的情報が提供される。
5-5. HIV/エイズ/性感染症にまつわるコンテストを開催し、優勝者に賞品を贈呈する。	HIV/エイズ/性感染症にまつわるコンテストが開催され、優勝者に賞品が贈呈される。

主な活動内容	マイルストーン
5-6. 観客にジェンダーに配慮しながら、言語学的・文化的に適切な IEC/BCC 教材と高品質コンドームを無料で配布する。	観客にジェンダーに配慮しながら、言語学的・文化的に適切な IEC/BCC 教材と高品質コンドームが無料で配布される。
5-7. エデュテインメント・イベントの成果を評価するために、イベント終了後に数名の観客にインタビューを行い、改善に向けた提言を作成する。	エデュテインメント・イベント終了後に数名の観客にインタビューが行われ、改善に向けた提言が作成される。
6. コンドームの配布と使用促進	
アウトプット：対象グループのコンドームの正しい使い方と継続使用が促進される。	
6-1. 高品質コンドームを購入する。	高品質コンドームが購入される。
6-2. 建設現場と宿舍の保健室において建設現場の作業要員に高品質コンドームを無料で配布する。	建設現場と宿舍の保健室において建設現場の作業要員に高品質コンドームが無料で配布される。
6-3. 建設現場の周辺地域にある娯楽施設のセックスワーカー/娯楽施設の従事者及びその顧客に、高品質コンドームを無料配布または安価に販売する。	建設現場の周辺地域にある娯楽施設のセックスワーカー/娯楽施設の従事者及びその顧客に、高品質コンドームが無料配布または安価に販売される。
6-4. 現地のリソース（コミュニティ・ヘルス・ボランティア等）を活用して、注射薬物使用者を含む建設現場の周辺住民に高品質コンドームのソーシャル・マーケティングを行う。	現地のリソース（コミュニティ・ヘルス・ボランティア等）を活用して、注射薬物使用者を含む建設現場の周辺住民に高品質コンドームのソーシャル・マーケティングが行われる。
6-5. 利用可能な他のコンドーム無料配布プログラムとの連携体制を構築する。	利用可能な他のコンドーム無料配布プログラムとの連携体制が構築される。
7. HIV の VCT 及び性感染症のカウンセリング・検査・治療	
アウトプット：対象グループの HIV の VCT 及び性感染症のカウンセリング・検査・治療へのアクセスが向上される。	
7-1. 建設現場の保健室において建設現場の作業要員に敬意を払いつつ、個人情報の機密性を確保し、ジェンダーに配慮しながら、言語学的・文化的に適切な HIV/性感染症のカウンセリングを提供する。	建設現場の保健室において建設現場の作業要員に敬意を払いつつ、個人情報の機密性を確保し、ジェンダーに配慮しながら、言語学的・文化的に適切な HIV/性感染症のカウンセリングが提供される。
7-2. 建設現場の周辺地域にある HIV/エイズ/性感染症のカウンセリング・検査・治療施設において、建設現場の作業要員とハイリスクグループ（セックスワーカー/娯楽施設の従事者及びその顧客、注射薬物使用者等）を含む建設現場の周辺住民に、敬意を払いつつ、個人情報の機密性を確保し、ジェンダーに配慮しながら、言語学的・文化的に適切	建設現場の周辺地域にある HIV/エイズ/性感染症のカウンセリング・検査・治療施設において、建設現場の作業要員とハイリスクグループ（セックスワーカー/娯楽施設の従事者及びその顧客、注射薬物使用者等）を含む建設現場の周辺住民に、敬意を払いつつ、個人情報の機密性を確保し、ジェンダーに配慮しながら、言語学的・文化的に適切

主な活動内容	マイルストーン
<p>ながら、言語学的・文化的に適切な HIV の VCT 及び性感染症のカウンセリング・検査・治療を提供するために、建設現場の周辺地域のリファラル体制を整備する。</p>	<p>な HIV の VCT 及び性感染症のカウンセリング・検査・治療を提供するために、建設現場の周辺地域のリファラル体制が整備される。</p>
<p>7-3. 建設現場の作業要員に敬意を払いつつ、個人情報の機密性を確保し、ジェンダーに配慮しながら、言語学的・文化的に適切な HIV/性感染症のカウンセリングを提供するために、建設現場の保健室の医療従事者の能力向上を図る。</p>	<p>建設現場の作業要員に敬意を払いつつ、個人情報の機密性を確保し、ジェンダーに配慮しながら、言語学的・文化的に適切な HIV/性感染症のカウンセリングを提供するために、建設現場の保健室の医療従事者の能力向上が図られる。</p>
<p>7-4. 建設現場の作業要員とハイリスクグループ（セックスワーカー/娯楽施設の従事者及びその顧客、注射薬物使用者等）を含む建設現場の周辺住民に、敬意を払いつつ、個人情報の機密性を確保し、ジェンダーに配慮しながら、言語学的・文化的に適切な HIV の VCT 及び性感染症のカウンセリング・検査・治療を提供するために、建設現場の周辺地域にある公的・民間ヘルスプロバイダーと薬局スタッフの能力向上を図る。</p>	<p>建設現場の作業要員とハイリスクグループ（セックスワーカー/娯楽施設の従事者及びその顧客、注射薬物使用者等）を含む建設現場の周辺住民に、敬意を払いつつ、個人情報の機密性を確保し、ジェンダーに配慮しながら、言語学的・文化的に適切な HIV の VCT 及び性感染症のカウンセリング・検査・治療を提供するために、建設現場の周辺地域にある公的・民間ヘルスプロバイダーと薬局スタッフの能力向上が図られる。</p>
<p>8. モニタリングと評価</p>	
<p>アウトプット：HIV/エイズ/性感染症対策活動が計画通りに進み、適切なモニタリングと評価を通じて各活動のアウトプットが達成する。</p>	
<p>8-1. 円借款大型インフラ整備事業における HIV/エイズ/性感染症対策活動を定期的に（四半期毎が望ましい）モニタリングと評価を行うために、ステークホルダーからなるモニタリング・評価ステアリングコミッティを設置する。</p>	<p>モニタリング・評価ステアリングコミッティの実施計画が作成される。 モニタリング・評価ステアリングコミッティが設置される。</p>
<p>8-2. 円借款大型インフラ整備事業における HIV/エイズ/性感染症対策活動を定期的に（四半期毎が望ましい）モニタリングと評価を行うために、モニタリング・評価ステアリングコミッティのメンバーを訓練する。</p>	<p>モニタリング・評価ステアリングコミッティのメンバーが訓練される。</p>
<p>8-3. 円借款大型インフラ整備事業別モニタリングと評価枠組みを作成する。</p>	<p>円借款大型インフラ整備事業別モニタリングと評価枠組みが作成される。</p>
<p>8-4. HIV 対策に係る国家モニタリング・評価枠組みに整合した、円借款大型インフラ整備事業別アウトプットとアウトカムのモニタリング</p>	<p>円借款大型インフラ整備事業別アウトプットとアウトカムのモニタリングと評価指標が設定される。</p>

主な活動内容	マイルストーン
と評価指標を設定する。	
8-5. 性別、民族ごとに定期的なモニタリングと評価データを収集する。	性別、民族ごとに定期的なモニタリングと評価データが収集される。
8-6. 円借款大型インフラ整備事業における HIV/エイズ/性感染症対策活動を定期的に（四半期毎が望ましい）モニタリングと評価を行うために、モニタリング・評価ステアリングコミッティミーティングを開催する。	モニタリングと評価で用いる各種ツールが作成される。
	モニタリングと評価が行われる。
	モニタリングと評価レポートが作成される。
8-7. 円借款大型インフラ整備事業における HIV/エイズ/性感染症対策活動終了後に、建設労働者、建設現場の周辺地域のセックスワーカー/娯楽施設の従事者、建設現場の周辺地域の注射薬物使用者、建設現場の周辺住民の知識、態度（意識）、スキルが向上したか測るために、プロジェクト完了 KAP 調査を行う。	プロジェクト完了 KAP 調査で用いる各種ツールが作成される。
	プロジェクト完了 KAP 調査が行われる。
	プロジェクト完了 KAP 調査レポートが作成される。
8-8. 円借款大型インフラ整備事業における HIV/エイズ/性感染症対策活動の評価を行い、インフラ整備事業における HIV/エイズ/性感染症対策活動の向上に向けた提言を策定する。	各種評価ツールが作成される。
	評価が行われる。
	評価レポートが作成される。

サービスプロバイダー向け実施ガイドライン・マニュアル

これまでサービスプロバイダー向け HIV/エイズ/性感染症対策実施ガイドライン・マニュアルは数多く作成されているが、インフラセクターにおける HIV/エイズ/性感染症対策活動用に作成されたものは多くない。一例として、IOM が 2009 年に ADB の資金を受け作成した「For Life, With Love」という移動労働者向けの IEC/BCC ツールが挙げられる。このパッケージは、大メコン河流域圏の 5 カ国（カンボジア、ラオス、ミャンマー、タイ、ベトナム）の保健機関とステークホルダーとのパートナーシップの下作成された。パッケージには、5 カ国語によるアニメーションビデオ（全 8 話、各話 10 分）、ポスター、パンフレット、活動実施マニュアルが付属されている。またサービスプロバイダー向け実施ガイドライン・マニュアルとして、ADB/IOM が作成した「Training Tool for HIV Prevention and Safe Migration in Road Construction Settings and Affected Communities」に修正を加えたものが使用されている。

5-5. モニタリング・評価体制及び報告体制

円借款大型インフラ整備事業における HIV/エイズ/性感染症対策に係る具体的なモニタリング・評価枠組みを作成した。同枠組みは目的、アウトカムとアウトプットのモニタリング・評価指標、情報源を網羅したものであり、更に、報告ガイドライン、サービスプロバイダーが作成する月次進捗報告書のサンプルを含む詳細な報告体制も作成した。

5-6. コストノームと概算費用の算出及びファイナンススキーム

ステークホルダーへの聞き取りと、ベトナムにおいてこれまで実施された円借款大型インフラ整備事業における HIV/エイズ/性感染症対策活動予算を分析し、標準パッケージ（案）に掛かる平均年間活動費用を算出した。活動費用は、300 人の建設現場の作業要員とハイリスクグループ（セックスワーカー/娯楽施設の従事者及びその顧客、注射薬物使用者等）を含む 1,000 人の建設現場の周辺住民を対象として対策活動を行うことを想定し、分析結果を調整の上設定されたものである。

なお、大型インフラ整備事業における HIV/エイズ/性感染症対策活動の費用に関しては、複数の開発パートナーは政府が政治的コミットメントを示すために HIV/エイズ/性感染症対策活動に掛かる費用を捻出するべきと主張する一方、複数の政府機関は開発パートナーが活動に必要な資金を援助するべきと要望している。借款資金または無償資金協力からの資金援助のいずれを用いて実施するべきかは引き続き議論・検討を要するが、標準パッケージ（案）に基づき HIV/エイズ/性感染症対策活動を実施するに当たり、以下のファイナンススキームが考えられる。

(1) 事業予算

HIV/エイズ/性感染症対策活動に掛かる費用を事業予算に盛り込み、円借款大型インフラ整備事業における HIV/エイズ/性感染症対策活動を実施するものであり、現実的且つ合理的な方法といえる。

(2) 実施機関/借入人の自己資金

実施機関/借入人の自己資金で円借款大型インフラ整備事業における HIV/エイズ/性感染症対策活動を実施するものであり、望ましい方法といえるが、実施機関/借入人が難色を示すことが想定される。

(3) 日本 HIV/エイズ信託基金

2000 年に開催された九州・沖縄サミット首脳会合で採択された沖縄感染症対策イニシアティブを推進するために設立された日本 HIV/エイズ信託基金（Japan Trust Fund : JTF）を活用する方法が考えられるが、各事業への供出額は限られており、選ばれた国々でしか基金を活用することができない。

(4) ドナー基金

ドナーは HIV/エイズ/性感染症対策活動を調和するために取り組んでいるが、HIV/エイズ/性感染症対策活動を実施するために共同で資金を拠出する「マルチドナー基金」の設立は困難と思われる。仮にマルチドナー基金が設立されたとしても、JICA は円借款大型インフラ整備事業における HIV/エイズ/性感染症対策活動に掛かる費用を基金から賄う以前に、自らも基金に資金を拠出しなければならない。また、円借款大型インフラ整備事業における HIV/エイズ/性感染症対策活動に基金を活用できるかは不透明である。

第6章 ステークホルダーの HIV/エイズ/性感染症対策の重要性に関する理解促進

6-1. ワークショップの開催

2011年11月25日ハノイにおいて、ベトナム国側関係機関及び円借款事業関係者の HIV/エイズ/性感染症対策の重要性に関する理解促進を図ることを目的としてワークショップを開催した。ワークショップでは、本調査とワークショップの目的、標準パッケージ（案）の内容、ベトナムにおいて実施中の円借款大型インフラ整備事業における HIV/エイズ/性感染症対策活動について説明がなされるとともに、ベトナム国側関係機関の担当者によるインフラセクターにおける HIV/エイズ/性感染症対策に係る発表が行われた。ワークショップには、ベトナム国側関係機関、円借款事業関係者、開発パートナー、JICA ベトナム事務所から計 35 名が出席した。

6-2. ワークショップの目的

ワークショップの主な目的は以下のとおりである。

- 本調査と標準パッケージ（案）の目的に関する説明
- ベトナム国側関係機関による HIV/エイズ/性感染症対策活動内容に関する協議
- ベトナムにおいて実施中の円借款大型インフラ整備事業における HIV/エイズ/性感染症対策活動内容に関する協議
- ベトナムで実施中の円借款大型インフラ整備事業における HIV/エイズ/性感染症対策活動の向上に向けた参加者からの見解・意見の入手
- ベトナム国側関係機関及び円借款事業関係者の HIV/エイズ/性感染症対策の重要性に関する理解促進

6-3. ワークショップの成果

ワークショップの実施による成果は以下のとおりである。

- ベトナムにおいて実施中の円借款大型インフラ整備事業における HIV/エイズ/性感染症対策活動の向上に向けた参加者からの提言がなされた。
- ベトナムにおいて今後実施される円借款大型インフラ整備事業における JICA とステークホルダー間の協力・調整・協調に向けた提言がなされた。
- ベトナム国側関係機関及び円借款事業関係者の HIV/エイズ/性感染症対策の重要性に関する理解促進に寄与した。

6-4. ホーチミン市のステークホルダーとのディブリーフィング・ミーティング

2011年11月28日にホーチミン市のステークホルダーに対し、2011年11月25日にハノイで開催されたワークショップの議事録（調査とワークショップの目的、標準パッケージ（案）、ベトナムにおいて実施中の円借款大型インフラ整備事業における HIV/エイズ/性感染症対策活動、ベトナム国側関係機関の担当者によるインフラセクターにおける HIV/エイズ/性感染症対策活動の発表を含む）やワークショップの成果についてディブリーフィングを行った。

参考文献一覽

Asian Development Bank (ADB)/Joint United Nations Programs on HIV/AIDS (UNAIDS). 2004. Costing Guidelines for HIV/AIDS Intervention Strategies. ADB-UNAIDS Study Series: Tool 1. Manila.

ADB. 2007. HIV and the Greater Mekong Subregion: Strategic Directions and Opportunities. Manila.

ADB. February 2008. ADB, Roads and HIV/AIDS: A Resource Book for the Transport Sector. Manila.

ADB/Marie Stopes International (MSI). 2008. More Safety: A Resource Manual for Health Safety in Infrastructure. Manila.

ADB/International Organization for Migration (IOM). October 2009. For Life, With Love: Training Tool for HIV Prevention and Safe Migration in Road Construction Settings and Affected Communities. Manila.

ADB. 2010. Practice Guidelines for Harmonizing HIV Prevention Initiatives in Infrastructure Sector: Greater Mekong Subregion. Manila.

Government of Vietnam (GOV). March 2004. National Strategy on HIV/AIDS Prevention and Control in Vietnam till 2010 with a Vision to 2020. Hanoi.

GOV. June 2006. Law on HIV/AIDS Prevention and Control. Hanoi.

GOV/Vietnam Administration of HIV/AIDS Control (VAAC). January 2007. National Monitoring and Evaluation Framework for HIV Prevention and Control Programs. Hanoi.

GOV/VAAC. 2009. Vietnam HIV and AIDS Country Profile. Hanoi.

GOV/National Committee for AIDS, Drugs, and Prostitution Prevention and Control (NCADP). June 2010. The Fourth Country Report on Following up the Implementation to the Declaration of Commitment on HIV and AIDS. Hanoi.

International Labor Organization (ILO). 2001. An ILO Code of Practice on HIV/AIDS and the World of Work: An Education and Training Manual. Geneva.

Japan Bank for International Cooperation (JBIC). July 2005. Implementing AIDS Programs: Experiences from JBIC Infrastructure Projects. Tokyo.

JBIC/Japan Soft Tech Consultants (JUST Consultants)/Family Health International (FHI) 360. August 2006. Rapid Assessment and HIV Program Design for Construction Workers and Surrounding Communities in Vietnam. Tokyo.

JBIC/JUST Consultants. November 2006. Pilot Study for Knowledge Assistance for HIV/AIDS/STIs Prevention and Control for Construction Workers Involved in Infrastructure Development and Surrounding Communities in Vietnam. Tokyo.

Japan International Cooperation Agency (JICA). Draft Implementation Guidelines for HIV/AIDS Prevention and Control in Large-Scale Infrastructure ODA Projects. Tokyo.

UNAIDS. 2009. Monitoring the Declaration of Commitment on HIV/AIDS: Guidelines on Construction of Core Indicators (2010 Reporting). Geneva.

UNAIDS/World Health Organization (WHO). 2009. Epidemiological Fact Sheet on HIV and AIDS for Vietnam. Geneva.

World Bank. 2008. HIV/AIDS Activities in Transport: East Asia and Pacific Region (2007-2008). Washington, DC: World Bank.

World Bank. 2008. Planning for Measuring and Achieving HIV Results: A Handbook for Task Team Leaders of World Bank Lending Operations with HIV Components. Washington, DC: World Bank.

World Bank. 2008. Strengthening Monitoring and Evaluation of HIV/AIDS Components in Road Projects. Report No. 44386-SAS. Washington, DC: World Bank.